

広島県告示第千九十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定によって、令和二年広島県告示第五百八十七号で指定した区域の全部について、指定を解除する。

令和三年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定を解除する区域

安芸郡海田町南昭和町一〇四九番一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

砒素及びその化合物

三 当該措置区域において講じられた実施措置

汚染土壤の除去